

平成30年 9月 7日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんの
原子力事業者防災業務計画の修正に伴う関係自治体との協議の開始について
(お知らせ)

当機構は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{*1}（以下「原災法」という。）に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）及び新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画^{*2}（以下「防災業務計画」という。）の見直しを検討していますが、今年度の修正案について、同法に基づき本日から、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

	「もんじゅ」 防災業務計画	「ふげん」 防災業務計画
所在都道府県	福井県	福井県
所在市町村	敦賀市	敦賀市
関係周辺都道府県	滋賀県 岐阜県	滋賀県

2. 防災業務計画修正案の概要

- ・廃止措置段階としての緊急時活動レベル（EAL）への見直し
- ・廃止措置段階としての原子力防災資機材等の変更
- ・原子力災害対策支援拠点の候補場所及び若狭地域原子力事業者支援連携本部設置場所の変更

3. 防災業務計画の修正予定日

平成30年11月16日（金）

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

別紙：[高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげん 原子力事業者防災業務計画修正案の概要](#)

以上